

○総務省告示第百八十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条の規定に基づき、同法第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる登録の取消しについて、次のとおり公示する。

令和六年六月十日

総務大臣 松本 剛明

- 1 名称 cetecom advanced GmbH
- 2 住所 Im Teelbruch 116, D-45219 Essen, GERMANY
- 3 登録に係る区分 電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2の2第1項各号に掲げる事業の区分
分
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第4条各号に掲げる事業の区分
- 4 登録が取り消された年月日 令和6年2月13日